

議案第52号

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月9日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例

山陽小野田市組織条例（平成22年山陽小野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「成長戦略室」を
「大学推進室」に改める。

第2条中

「総務部

- (1) 議会及び行政一般に関すること。
- (2) 文書及び法制に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 防災及び危機管理に関すること。
- (6) 組織及び職員定数に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 税の賦課徴収に関すること。
- (9) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (10) 消防に関すること。
- (11) 他の部の所管に属さないこと。 」

を

「総務部

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 総合教育会議に関すること。
- (3) 議会及び行政一般に関すること。
- (4) 文書及び法制に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 防災及び危機管理に関すること。
- (8) 組織及び職員定数に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (10) 税の賦課徴収に関すること。
- (11) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (12) 消防に関すること。
- (13) 他の部の所管に属さないこと。 」

に、

「成長戦略室

- (1) 特命事項に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 総合教育会議に関すること。
- (4) 市立大学に関すること。 」

を

「大学推進室

- (1) 薬学部設置に関すること。
- (2) その他市立大学に関すること。 」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

議案第52号参考資料

山陽小野田市組織条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 総合政策部 文化・スポーツ振興部 市民生活部 健康福祉部 産業振興部 建設部 監理室 <u>大学推進室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>秘書に関すること。</u> (2) <u>総合教育会議に関すること。</u> (3) <u>議会及び行政一般に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。</p> <p>総務部 総合政策部 文化・スポーツ振興部 市民生活部 健康福祉部 産業振興部 建設部 監理室 <u>成長戦略室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>総務部</u></p> <p>(1) <u>議会及び行政一般に関すること。</u></p>

- (4) 文書及び法制に関すること。
- (5) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 防災及び危機管理に関すること。
- (8) 組織及び職員定数に関すること。
- (9) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (10) 税の賦課徴収に関すること。
- (11) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (12) 消防に関すること。
- (13) 他の部の所管に属さないこと。

総合政策部

(略)

文化・スポーツ振興部

(略)

市民生活部

(略)

健康福祉部

(略)

産業振興部

(略)

建設部

(略)

監理室

- (2) 文書及び法制に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 防災及び危機管理に関すること。
- (6) 組織及び職員定数に関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 税の賦課徴収に関すること。
- (9) 債権の調査及び徴収に関すること。
- (10) 消防に関すること。
- (11) 他の部の所管に属さないこと。

総合政策部

(略)

文化・スポーツ振興部

(略)

市民生活部

(略)

健康福祉部

(略)

産業振興部

(略)

建設部

(略)

監理室

(略)

大学推進室

- (1) 薬学部設置に関すること。
- (2) その他市立大学に関すること。

(略)

成長戦略室

- (1) 特命事項に関すること。
- (2) 秘書に関すること。
- (3) 総合教育会議に関すること。
- (4) 市立大学に関すること。